

令和3年4月報酬改定に伴うサービスコードの主な変更点及び留意事項について

1. 単位数の変更等

報酬改定に伴い、単位数を変更するとともに、通所介護相当サービス（A6）については、新たな加算を追加しています。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかりまし経費が必要となることを踏まえ、令和3年9月30日まで、所定の単位の1/1000を上乗せすることとなっています。サービスの種類によって請求方法が異なりますのでご注意ください。

・訪問介護相当サービス（A2）、通所介護相当サービス（A6）

加算コード「8310」により請求してください

・訪問型サービスA（A3）、通所型サービスA（A7）

「合計単位（※）×1/1000」の計算結果により「1単位加算」、「2単位加算」、「3単位加算」の3つの加算コードから1つ選択し、請求してください。

※1回あたり単位数×回数または1月あたりの包括単価

（例）

・2,981単位（A3 1011 包括単価）×1/1000=2.981→3単位加算

・384単位（A6 1113 384単位×1回）×1/1000=0.384→1単位加算

※1つめの例のとおり、端数については基本は四捨五入で行いますが、2つめの例のとおり四捨五入の結果「0」となる場合のみ、切り上げを行います。

・介護予防ケアマネジメント（AF）

基本コードに上乗せ分を反映していますので、そのまま請求してください。

3. 同一建物について減算の適用を受ける場合の請求方法等について

・訪問介護相当サービス（A2）

これまで、同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける場合、合成サービスコードを使用し、国保連合会へ請求することとなっていました。令和3年4月からは、基本報酬のサービスコードと同一建物減算のサービスコードを別々に算定し、同一建物減算については「区分支給限度額管理対象外」とし、当該減算の適用を受ける方の区分支給限度額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとなります。

このことに伴い、請求の方法が下記の例のとおり変わりますのでご注意ください。

（例）・令和3年3月まで

A2 2414 訪問型独自サービスIV・同一（4回）

240単位×4回=960単位（減算適用後）

・令和3年4月から

A2 2411 訪問型独自サービスIV（4回）

268単位×4回=1,072単位（減算適用前）

A2 6001 訪問独自サービス同一建物減算 所定単位数の10%減算（1月につき）

1,072単位×0.1=107.2→107単位減算

- 通所介護相当サービス (A6)

訪問介護相当サービスと同様、同一建物減算については「区分支給限度額管理対象外」とし、当該減算の適用を受ける方の区分支給限度額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとなります。

しかし、国から示された算定構造では「1月につき」における同一建物減算用サービスコードが示されておらず「1回につき」及び「1日につき」における同一建物減算用のサービスコードが設計されていない状況です。よって、回数及び日割りによる同一建物減算を適用する請求では、従前通り合成サービスコードによる請求を行っていただき、区分支給限度額の管理上は、減算前の単位数を用いるよう注意してください。

※包括単価については、従前から単独の同一建物減算用のサービスコードを設定しています。

- 訪問型サービス A (A3)、通所型サービス A (A7)

上記2つのサービスと同様、同一建物減算については「区分支給限度額管理対象外」とし、当該減算の適用を受ける方の区分支給限度額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとなります。

しかし、コードの設計上、単位数に負の値や割合を設定することはできないため、同一建物減算を適用する請求では、従前通り合成サービスコードによる請求を行っていただき、区分支給限度額の管理上は、減算前の単位数を用いるよう注意してください。